

平成22年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（2月19日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程について	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	9
3番 菅野博子議員	9
7番 湯澤清訓議員	18
発言の取り消し	22
管理者提出議案の上程及び説明	22
議案第1号の説明、質疑、採決	23
議案第2号の説明、質疑、採決	24
議案第3号の説明、質疑、採決	25
議案第4号の説明、質疑、採決	26
議案第5号の質疑、採決	28
議員提出議案の上程及び説明	34
発議第1号の質疑、採決	35
管理者あいさつ	37
閉 会	38

埼玉中部環境保全組合告示第1号

平成22年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年2月12日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 日 時 平成22年2月19日（金）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

- 1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 3 議案第3号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例
- 4 議案第4号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について
- 5 議案第5号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	福 田	悟	議 員	2 番	長 嶋	貞 造	議 員
3 番	菅 野	博 子	議 員	5 番	中 野	昭	議 員
6 番	岡 田	恒 雄	議 員	7 番	湯 澤	清 訓	議 員
8 番	現 王 園	孝 昭	議 員	9 番	福 島	忠 夫	議 員
1 0 番	大 澤	芳 秋	議 員	1 1 番	神 田	隆	議 員
1 2 番	荻 野	勇	議 員	1 3 番	小 柳	幸 一 郎	議 員
1 4 番	内 野	正 美	議 員				

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成22年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成22年2月19日（金曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長の報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 一般質問
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第1号の説明、質疑、採決
- 第8 議案第2号の説明、質疑、採決
- 第9 議案第3号の説明、質疑、採決
- 第10 議案第4号の説明、質疑、採決
- 第11 議案第5号の質疑、採決
- 第12 発議第1号の質疑、採決

閉 会

○出席議員（13名）

1番	福田	悟	議員	2番	長嶋	貞造	議員
3番	菅野	博子	議員	5番	中野	昭	議員
6番	岡田	恒雄	議員	7番	湯澤	清訓	議員
8番	現王園	孝昭	議員	9番	福島	忠夫	議員
10番	大澤	芳秋	議員	11番	神田	隆	議員
12番	荻野	勇	議員	13番	小柳	幸一郎	議員
14番	内野	正美	議員				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
会計管理者	新井豊美君
事務局長	原勇君
庶務課長	新井久夫君
施設課長	水村清君

○職務のため出席した事務局職員

書記	成井治久
----	------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○内野正美議長 おはようございます。

ただいまから平成22年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は13名で、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○内野正美議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程について

○内野正美議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承いただきたいと思ひます。

◎会議録署名議員の指名

○内野正美議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、2番、長嶋貞造議員、3番、菅野博子議員、5番、中野昭議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○内野正美議長 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

去る2月12日、議会運営委員会が開催されておりますので、委員長からその結果を報告お願いいたします。

小柳議会運営委員長。

○小柳幸一郎議会運営委員長 改めまして、皆さん、おはようございます。議長の命により、日程第2、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

2月12日午前9時から、当センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議会日程について協議をいたしました。皆様のお手元に配付をしてございます議事日程表について順次ご説明を申し上げます。

日程第3、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第4、諸報告。議会行政視察報告、管理者諸報告であります。議会行政視察報告は、副議長より行います。

日程第5、一般質問。質問通告者は2名であります。なお、質疑応答を含め1時間以内とし、再

質問は2回までと申し合わせておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明。管理者提出議案の上程及び説明の後、議案審議を行うこととし、日程第11、議案第5号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算につきましては、休憩をとりまして全員協議会を開催することと決定をいたしましたので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

なお、菅野議員から、予算、決算の議案内容の提案は、全員協議会でなく本会議で行うことという申し出が内野議長あてに出されましたので、議会運営委員会で協議をいたしましたところ、今までも提案は本会議でなされており、細部説明として全員協議会を開催しておるわけでありまして、今までどおりと決定いたしましたことをご報告申し上げます。

提出議案につきましては、日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第8、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第9、議案第3号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

日程第10、議案第4号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について。

日程第11、議案第5号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について。

なお、継続的に協議をしましてまいりました議員報酬の改正につきましては、12日の議会運営委員会で協議を行い、本日日程第12として発議第1号の提出を決定いたしましたので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

日程第12、発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について。

以上6議案であります。

また、本日は昼食の用意はしないと決定させていただきました。

以上、議会運営委員会のご報告とさせていただきます。

○内野正美議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○内野正美議長 日程第3、会期の決定につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、2月19日本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸報告

○内野正美議長 日程第4、諸報告を行います。

初めに、昨年11月11日、12日、議会行政視察を実施しておりますので、副議長からご報告を申し上げます。

中野副議長。

○中野 昭副議長 皆さん、改めましておはようございます。ただいま議長より指名がございましたので、平成21年度の議会研修につきまして報告をさせていただきます。

その概要についてであります。お手元の報告書をご参照いただければと思います。

実施日は、11月11、12日であります。初日に栃木県栃木地区広域行政事務組合「とちぎクリーンプラザ」、2日目に福島県福島市「あらかわクリーンセンター」を視察いたしました。

視察目的は、最新のごみ処理施設、リサイクルプラザ等を視察することにより、今後の当組合の運営に資することです。

参加者は、内野議長、福田議員、長嶋議員、岡田議員、湯澤議員、現王園議員、福島議員、神田議員、荻野議員、小柳議員、そして私、中野の11名であり、2名の欠席であります。また、執行部より、新井管理者、原口副管理者、石津副管理者のご参加をいただき、事務局より2名が随行いたしております。

初めに、11日に視察いたしました栃木県栃木地区広域行政事務組合「とちぎクリーンプラザ」の概要について申し上げます。

とちぎクリーンプラザでは、松本事務局長、根本クリーンプラザ所長ほか3名の職員から説明を受けました。

栃木地区広域行政事務組合は、栃木市を初めとする1市5町で構成している一部事務組合で、圏域人口は16万6,000人、面積331.57キロ平方メートルであります。ごみ処理施設の管理運営のほか、し尿処理施設の管理運営、消防に関する業務などを行っております。

とちぎクリーンプラザは、平成15年3月に竣工した施設で、焼却炉はストーカ式、1日当たり処理能力は2炉で237トン、また灰溶融設備を設置しており、1日当たり処理能力は2炉で20トンあります。

とちぎクリーンプラザの特徴は、包括的業務委託契約を行っており、平成18年8月1日から平成30年3月31日までの期間、運転管理業務を初め、計量業務、手数料徴収業務、物品の調達業務、溶融炉の設備など、多くの業務を一括委託している点であります。包括的業務委託契約は、既存の施設の管理運営に係る部分にのみPFI的な考え方を導入し、維持管理コストの低減を図ろうとするもので、平成18年の契約時の試算では、従来方式に比べ、契約期間約12年間で約26億円の経費削減が期待できるとしています。年間委託額は約10億円、委託額は固定費と変動費で、変動費はごみ量によるとのことです。

次に、2日目に視察いたしました福島県福島市「あらかわクリーンセンター」の概要について申

上げます。

あらかわクリーンセンターでは、北村参事兼所長、江尻所長補佐から説明を受けました。

福島市は、人口約29万4,000人、面積767.74キロ平方メートル、ごみ処理施設は、「あらかわクリーンセンター」と「あぶくまクリーンセンター」があり、年間約10万トンの可燃ごみの約6割をあらかわクリーンセンターで処理しております。

視察いたしました「あらかわクリーンセンター」は、平成20年8月に竣工した新しい施設で、昭和52年に竣工した同クリーンセンターを建てかえたものであります。新しいクリーンセンターは、熱回収率の向上と灰溶融炉の活用による資源化率の向上に配慮した施設、また最終処分場の延命化を図る目的にも合致した施設として建設されております。1日当たりの処理能力は、焼却施設が2炉で220トン、また灰溶融炉は2炉で20トンであります。ほかに、平成16年3月に竣工したプラスチック製容器包装類の資源化工場があり、1日当たりの処理能力は42トンであります。

あらかわクリーンセンターの特徴は、PFIの手法を取り入れている点であります。民間事業者が設計から建設、維持管理、運営まで行い、公共が資金調達をし、設計、建設に関与し、施設を所有するというDBO方式を採用しているところで、試算では従来の方式に比べ16%の経費削減ができる見込みであるとのことあります。

注目すべき点は、PFI事業者に対し、ごみ処理方式などの指定はせず、市からの仕様を満足していれば、自由に選定できるとしたところ、ストーカ方式を採用した点であります。PFI事業者は民間企業ですから、当然建設コスト、維持管理コストなどを入念に調査、検討しているはずであります。昨年、当組合の施設整備検討委員会から提出された提言書に、現時点でのごみ処理方式は、ストーカ式がよいとの提言がなされておりますが、改めてその認識を深めたところであります。

以上、視察の概要であります。活発な質疑が行われ、まことに有意義な研修でありましたことを申し添えまして、研修報告といたします。

なお、主な説明、質疑応答について記載してございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上で視察研修報告といたします。

○内野正美議長 どうもありがとうございました。

副議長の議会行政視察報告が終わりました。

続きまして、管理者から10月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日ここに、平成22年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変ご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、昨年10月定例議会以降の運転状況及び事務の執行状況につきましてご報告を申し上げます。

お手元に配付させていただきました平成21年4月から本年1月までの運転状況について申し上げます。

管内から搬入されましたごみの量は、可燃ごみが3万1,588.01トン、粗大ごみが1044.17トン、合計3万2,632.18トンであります。昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ1,312.06トンの減、粗大ごみ58.84トンの増、合計1,253.22トン、3.7%の減でありました。

なお、ほかに小川地区衛生組合からの受託ごみ1,162.74トンの可燃ごみを処理しております。

次に、運転管理につきましては、予定しておりました定期点検整備、各施設の点検整備、保守点検作業等も終了し、良好な運転管理を継続しており、業務も順調に進んでおります。

次に、新施設建設に向け、新たな検討委員会の設置につきましては、平成22年度のなるべく早い時期に設置してまいりたいと考えておりますので、前回にも増して議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、第2期大間最終処分場につきましては、フロートバイオシステムも順調に稼働しており、BODの数値も廃止基準の60ppmを下回る数値で推移しております。

また、10月議会でご報告いたしました原水のpH、水素イオン濃度でございますが、これが高いということについて、中和に向けて薬剤による影響を試験いたしましたところ、問題ないとの結果が得られましたので、1月16日から薬剤の投入を行っております。今後も埼玉県を担当部局と連携を図りながら、早期廃止に向けて努力してまいります。

終わりに、今後もより健全な財政運営と安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○内野正美議長 管理者からの諸報告が終わりました。

◎一般質問

○内野正美議長 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、菅野博子議員の質問を許可いたします。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 おはようございます。菅野博子でございます。通告順に一般質問を行います。

1、ごみ行政の転換。(1)、循環型社会の基本である、ごみを資源として再利用する施策をどう考えるか。(2)、巨大な施設、膨大な費用をつぎ込み、資源を焼却する現実を見直すべきではないか。日本政府は、ごみの発生そのものを抑えるのではなく、焼却によってごみを減らす方向を推進

し続けています。日本の一般ごみの焼却率は、1985年の70%から、06年には77%です。ヨーロッパでは、ドイツ25%、オランダ32%、フランス34%、スイス50%となっています。これは07年度OECDのデータによります。ですから、日本のごみの焼却が突出していることがこのことでもわかります。

特に1997年以来、ごみ焼却によるダイオキシンの排出量を減らす対策として、次の2点を決め、国の補助金交付の条件としました。1つは、容量100トン以上で850度以上の温度で燃やせる炉を建設すること。(2)は、広域でごみ焼却をすることです。広域処理と大型化、最新鋭化が一気に広がり、焼却中心のごみ処理に拍車がかかったわけです。その結果、全国の焼却炉の処理能力の1日19万トンは、実際に焼却するごみ量、1日10万トンの倍近くにもなりました。大型化は、ごみが少ないのに大型炉を押しつけられ、建設費の借金や運営経費等も大きな負担となり、全国各地の自治体や住民から不満の声が上がりました。1日の処理能力が100トン未満の建設を認め、2000年から処理能力1日5トン以上、100トン未満の焼却炉にも補助金を出すようになりました。以前にも述べましたが、横浜市では05年度のごみの総排出量を01年比で3割以上も減らし、1日1,500トン、1日900トンのこの2つの焼却炉を廃止しました。一方、大型焼却炉建設を進めた公共では、03年に3つの新炉の建設予定を断念しても、焼却炉の過剰状態、ごみの不足を解消していません。今その対策として、廃プラスチックを燃やしてしまうという方向転換がされているといえます。ごみ焼却炉メーカー5社、日立造船、JFEエンジニアリング、タクマ、三菱重工業、川崎重工業の談合が疑われました。公取委が1999年8月13日、独禁法違反の排除勧告を行いました。94年から98年の期間、5社が発注したストーカ炉建設の契約件数は75.9%、66件、発注金額で87%、9,601億円、トン数で87.3%、2万534トンにもなっています。斜陽産業と言われた大手鉄鋼、造船企業が国の後押しを受けて、全国で大もうけをしてきたというわけです。

さらに、広域化では、特殊車で長距離輸送の莫大な費用や、各地域から何台もの輸送車が走るわけですから、交通渋滞、騒音、排ガスの発生など、深刻な周辺環境の悪化を引き起こします。CO₂の発生による環境破壊にもつながります。焼却施設の建設を周辺住民に納得してもらうために、プールや温泉、公園や運動施設など、あめ玉事業をどんどん膨れ上げていった結果、総建設費用が莫大な額になりました。最新鋭の施設の管理運営は、高度な技術が必要とされて、自治体の職員の手には負えず、ごみ処理施設をつくったメーカーの子会社が管理運営、メンテまで行うのが通例です。建設費でお金を吸い取られ、ランニングコストでまた吸い取られる構図です。借金を背負わされる住民は、高齢者福祉や教育、文化などの切り捨てとしてはね返ってくるのです。ところが、今回出された提言書は、県ごみ処理広域化計画に沿い、既に破綻しつつあるごみ処理施設の実態を引き継ぐものです。ごみを出す住民やごみ処理の主体である自治体を置き去りにした自治体の数合わせ、ごみ焼却施設の規模や形式の選定先にありきとなりがちです。しかも一部事務組合などの施設関係者、焼却炉などのメーカー、自治体のトップ、有力者などによって水面下で進められ、すべて

の計画が固まった段階で住民に知らされるということでは、ごみの削減、資源化、有害ごみの排除など、ごみ問題へ根本的な解決からはますます遠くなってしまいます。ごみ問題の解決のためには、徹底して発生を抑え、ごみを出す際に発生もとできちんと種類ごとに手選別し、有効に資源化するという基本を守るしかないのです。そうすればごみ処理のための高価な設備もハイテクの難しい高度な技術も必要ありません。こうした点で、1、2の質問に対しての答弁を求めます。

(3)、足元から温暖化ガス排出25%削減の目標達成を。不燃ごみの焼却が提言されています。国民1人当たりCO₂排出量は、アメリカで19.8トン、カナダ、ロシア10.8トン、日本9.8トンと上位です。イギリスやドイツなど、既にCO₂排出量の削減目標を達成する成果を上げています。自分の巣を汚す鳥は繁栄できないの格言があります。日本の廃棄物分野からの温室効果ガスの発生は4,481万トンで、総排出量の3.3%を占めています。そのうち75%を占めるCO₂の発生量は3,380万トンで、基準年である1990年、2,270万トンに比べて49%増と急激に増加しています。石油を主原料とするプラスチックごみの焼却炉の増加が温室効果ガスをふやしているのです。95年6月の容器包装にかかわる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、略して容り法ですが、この制定、さらに05年の容り法の改正による企業によるその他プラスチックについての資金拠出制度により、自治体の容器包装ごみはふえ続けました。家庭ごみに占める割合は、容量で6割、重量で2割を占めています。企業責任をあいまいにした容り法のもとで、リターブル容器の率は3.1%しかありません。廃プラを資源化せず焼却炉で燃やすごみが足りない。面倒な分別より燃やしたほうがよいなどごみ出し放題、燃やし放題という状態を見放すことはできません。焼却炉からは、ごみに含まれるカドミウム、亜鉛、クロム、水銀、砒素などの金属類や、プラスチックに使われる可塑剤、安定剤、難燃剤、防かび剤などが排出される可能性があります。これらの物質については企業秘密で、物質名や配合実態はもちろん、どのようなものが製品に含まれているかも明らかにされていません。有害ガスの判定がダイオキシンや一酸化炭素など、ほんの幾つかの品目に限られ、環境ホルモン物質や貴金属類などがどのぐらい含まれているかという調査はほとんど緒についたばかりかされていないというのが実態です。今回提言の中には、廃プラスチックの焼却も提言されています。どうしても廃プラのリサイクルや焼却、埋め立て処理をしなければならない場合には、決して有害物を発生させない対策をとることを生産者に義務づけることではないでしょうか。リサイクルや処分に困るような製品が作り放題になっている現状を改め、生産者の責任を明らかにしていくことが大切です。CO₂削減の立場から、安易な焼却にすべきではありません。横浜市では、焼却される家庭ごみ、事業系ごみの組成を毎年分析して対応策をきめ細かくとっています。横浜市の例にも学び、当組合の方向性を伺います。

(4)、十分な審議とあらゆる方策を講じて当施設の耐用年数の見込み。年間処理量は4万トン、25年間2炉で賄える量のところを3炉つくったということは、当初計画が過剰投資であったのではないのでしょうか。どのような見込みで3炉となったのか。また、ダイオキシン対策等については、

その分経費がかさんだと思いますが、この点はどうなのか。当局は1炉を休ませ、交代で使っているので耐用年数の延長が図られると言います。ならば、その成果として、いつまでの耐用が可能なのか、具体的数値で示してください。

3、ごみ袋改善の経過と影響。(1)、ごみ袋の改善が利用者、販売業者、施設等にどのような影響があるか。2月1日からごみ袋が変わります。強度は同じ、CO₂は33%減、原料は45リットルで約6グラム減る。購入価格が下がるということです。強度は同等といいますが、重さではなく、すぐに破れるということがどう改善されたかということが消費者の声です。CO₂削減の影響は数値的にあらわれているのか。購入価格は幾らで、販売店などの売上益への影響などもあるのかどうか、お聞きします。

4、荒川荘の利用。(1)、北本市、鴻巣市の住民も吉見町民と同料金で利用できるよう援助ができないか。荒川荘利用負担金、09年度は20万円が計上されていましたが、2010年度予算では2万5,000円ふえて22万5,000円が計上されています。これは川島町の方の分と執行部からはお聞きしましたが、北本市、鴻巣市の住民も吉見町民と同料金で利用できるよう援助ができないかと思います。鴻巣の白雲荘も近くにありますが、大変込んでいまして、囲碁などはいっぱいだと聞いています。せめて荒川荘に近い北本、鴻巣の市民が気軽に利用させていただけたらと思うのです。よいおふろとパークゴルフもできる、おいしいうどんや農産物も売っていて、とても人気が出るといいますので、施策化できないか伺います。

以上が私の一般質問の骨子です。答弁いかんによりましては、自席より再質問を行いますので、よろしく願いいたします。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

○内野正美議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 今、菅野議員からの一般質問の中で、4番の荒川荘の利用、(1)の鴻巣市、北本市の住民も吉見町と同料金で利用できるよう援助できないかという問題につきましては、これは構成市の問題でありまして、本中部環境には何ら関係のない問題であります。以前にもそういう一般質問がなされて、その当該議員は取り消した経緯もあります。適当でない質問に対する議長の適切な判断を求めるものであります。

〔「取り消さないよ。それは自治体の問題ですと答えただけです。」

取り消しはしていません」と言う人あり〕

○内野正美議長 今、岡田議員から議事進行の件について質問がありました。菅野議員さんの質問に対して、4番の荒川荘の件についてでございます。この件について、暫時休憩をして、議会運営委員会のほうで協議をしたいと思っておりますので、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前10時02分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

小柳議員。

○小柳幸一郎議会運営委員長 ただいま議会運営委員会で協議をさせていただきました。菅野議員の一般質問の中、件名4、荒川荘の問題については、答弁なしと決定いたしました。

以上であります。

○内野正美議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、菅野議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、循環型社会の基本である、ごみを資源として再利用する施策をどう考えるかにつきましては、ご案内のとおり循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等のうち有用なものを資源として利用することを推進しなければならないとしております。現在構成市町におきましては、循環型社会の構築に向けて、鴻巣市では5種12分別、北本市では8種13分別、吉見町では6種11分別のごみ分別をいたしております。このごみの割合を吉見町の例にとって申し上げますと、平成20年度のごみ排出量は4,385トン、そのうち焼却ごみ約64%、燃やせないごみ約7%、粗大ごみ約2%で、再利用している資源ごみは約27%でございます。当組合では、新焼却施設とあわせ、リサイクルプラザの建設に向けて検討してまいりますので、さらなるリサイクルに向けての施策が進み、循環型社会の実現に向けて非常に有用な施策であると認識をいたしております。

次に、巨大な施設、膨大な費用をつぎ込み資源を焼却する現実を見直すべきではないかにつきましては、第2次埼玉県ごみ処理広域化計画に基づき、施設整備検討委員会から、より効率的、経済的な施設規模として300トン以上が望ましい施設規模との提言がなされております。今後設置する新施設建設検討委員会で、この提言を尊重しながら、慎重な協議をしていただけるものと考えております。

次に、足元から温暖化ガス排出25%削減の目標達成につきましては、ごみを減量することが最も有効な施策であり、引き続き構成市町にごみの減量の啓発をお願いしてまいります。また、今後建設する施設におきましては、回収した熱を発電に利用いたしましたり、温水を活用したりいたしますので、CO₂をより大幅に削減できるものと認識をいたしております。

次に、十分な審議とあらゆる方策を講じて当施設の耐用年数の見込みについてのご質問でございますが、環境省の廃棄物処理施設超寿命化計画作成の手引によりますと、一般にごみ処理施設は20年から24年で廃止しているものが多いと記載されております。当施設は、25年が経過しておりま

すが、環境省の一般廃棄物処理実態調査によりますと、全国のごみ処理施設の供用年数は、26年から30年が全体の10%、31年以上が5%と報告されております。当組合では、新年度に新施設建設検討委員会を設置する予定でありますので、新施設が建設されるまで、あらゆる方策を講じて現在の施設を使用してまいりたいと考えております。

次に、ごみ袋改善の経過と影響につきましては、管内協議会でごみ袋の改善を目的として、平成20年6月3日から新しいごみ袋の協議検討を重ねてまいりまして、2月1日から販売がなされております。ごみ袋の改善によりまして、CO₂の発生が抑制でき、45リットルのごみ袋では、1枚当たり約6グラムの重量が減少し、ごみ減量の効果もございます。

いずれのご質問につきましても、細部につきましては事務局長から答弁をいたさせます。

○内野正美議長 1回目の答弁が終わりました。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 ごみ袋は細部は事務局長さんに答弁させるということですので、事務局長の答弁があるのではないのかなと思うのですが、質問の冒頭に言わせていただきます。違うのですか。

○内野正美議長 事務局長。

○原 勇事務局長 今管理者からご指示いただきました細部につきましては、全体の細部につきましては、事務局長から答弁させるというご指摘でございましたので、また再質問等になれば私が答弁するというご理解賜りたいと思います。

○内野正美議長 菅野議員。

○3番 菅野博子議員 では、2度目の再質問を行います。

確かにごみは減っているのですが、根本的に、いわゆる燃えるごみを抜本的に減らす、いわゆる韓国なんかでも行われている資源化とか肥料化、飼料化とか、そこまで持っていけないと、この場合、可燃ごみの場合には生ごみも入っているわけですから、生ごみと粗大ごみをやっているわけですから、そこら辺の取り組みが、例えば今度は新しい施設をつくる时候にも、一切論議されていないのですよね。ただ集まったごみを燃やすだけだと。ごみの抜本的な資源化、飼料化などの減量化などは一切論議されなくて、今の状況でどんどん集めてどんどん燃やそうと、そういう提言だったら、私はこの提言は見直すべきではないかなと思うのです。何でしたかといったら、斜陽産業の業者のもうけのためです。それで談合で公取委から大騒ぎになって、まだ裁判をやっているではないですか。そういうことですので、肥料化、飼料化も含めてリサイクル、そういうのがどう論議されるのかということなのです、ここで循環型でお聞きしたいのは、確かに何%減ったというのは、資源化、分別収集でわかりますけれども、その方向性が今後の新施設をつくる时候にも大きな選択肢になると思うのです。何トン規模でつくろうかということも含めて。そこをまずお聞きしたいのです。生ごみの資源化がどうできるか。

それから、22年度から新施設の建設に係る中で、発電なども新しいやり方で考えると、確かに発

電もやりなさいと書いていますけれども、とにかくどこにつくるか、どういう規模でやるかはまだ決まっていないわけですね。確かに県が言っているから300トンでやれというふうに提言していますよ。だけれども、300トンでやるなんていうのは、どう考えても広い広域でやらないとできないわけで、私は300トンでやるのが決して今日の経済状況の中で、よりよい環境を守る立場からは相反するものだと思いますので、抜本的な見直しが必要だと思うのです。300トンでやるというのなら、なぜ桶川から上尾から何か来てもらわなくてはいけないのに、そんなだめだの何なのと言っている暇ないではないですか。ですから、どこへやるか、規模もまだ決まっていないときに、さらに発電まで入ってくるようでは、あるところでは発電にかかる費用が、費用で言うのですよ、売った費用よりよっぽど高いというわけです。要するに各自治体で大変税収の落ち込みがひどい中、ごみのことが一部事務組合でほんの一部で決まってしまうと。もう本当に決まったことのように提言が走り出していて、こういうことが鴻巣の議会では論議されていませんよね。提言を出しましたというのはお聞きしましたけれども、こういう発電をする、何をするまで含めての論議というのは、自治体でももちろんされていないし、自治体の市民も知らないし、壇上で言ったとおり、決まって、もう取り返しがつかない段階でぱっと走っていくのが、いわゆる大型過剰施設が全国に建ったということになるわけですので、そこら辺を、身の丈に合った施設にするという、一言で言えばですよ、一言で言えば身の丈に合った施設にさせていただきたいと。もう鉄鋼会社や造船会社のもうけのために、25年、30年たったのだから、ちょうど新炉にかえるから、ちょうどもうけになるわけですよ、また。そのために私たちの税を提供するのはやめてほしいと。そこが今回の質問の根底にあるわけです。

それで、耐用年数で言いますと、ここの場合80トンが3炉あって、常時運転したのは351日、2炉運転したのは180日、去年のを見ていますと。それで、4万トンですから、本来2炉でも足りる量だったわけですね。それを3炉つくったわけですから、これは全国的に多分そういうふうに大きくつくれるということをつくったのでしょう。大きくつくれば建設費もかさんだでしょうし、それからダイオキシン対策のときには、1炉につき300枚だかフィルターを張ったというのですから、1.5倍余分にかかっていると思うのです、2炉と3炉では。県なども何かの事情で、焼却ができないときがあった場合は、県も責任を負ってきちっと近隣のところで、ごみの問題ですので融通をきかせて焼却なり対応できるように県も指導すると、そういうふうになっている中で、何が何で大型開発にしていくということが、今回3炉にした経験から適正なのか。私は、2炉を3炉にしたのなら、25年をもつところを、あとさらに半分の12年ふやして、三十数年もつのは当たり前でないかなと思うのです。本来2炉でも余る。4万トンしかないのに3炉つくっているわけですから。そこら辺を考えますと、300トンに固執してどんどんつくっていくというのは、この25年間からの結果から見てどういうふうに総括するのかなと思うのです。1炉余分につくったということは、30年以上もって当然だと思うのです。確かによく管理して下さったのはわかりますけれども、言わせてい

ただきますと、大きい焼却炉をつくればつくるほど、焼却施設をつくればつくるほど費用もかさむのもさることながら、地域住民の皆さんには3炉ある焼却場をつくるのか2炉ある焼却場をつくるのかで、おらのほうは迷惑はこんなにあるのだというふうになるわけで、地元対策費はさらにかさむと。すべてに経費増につながる気がするのです。そういうことが一部事務組合になってしまうと、見えない状況でどこかで決まってしまうと、そういう恐ろしさを実感するのです。

この提言書を見ますと、3案の300トンで、大ざっぱな計算なのでしょうけれども、150億は焼却炉だけでかかるというわけですよ。それにリサイクルセンターもつくる、熱処理もつくる、発電もつくる、さらにどこにつくるか知りませんが、また総合公園をつくる、さらにスポーツできるグラウンドもつくるのだなどと、これはもう500億で終わるのかという気がするような、途方もないお金が出るわけで、この計画が私は、破綻したやり方をそのまま踏襲している計画で、とてもやり切れない計画としか思えないし、こういう中身を鴻巣議会や北本議会や吉見議会にそのまま提案して、実際通じるのかなと私は思うのです。私が鴻巣の議会で、ごみのことをやると、なかなか市長も、ごみ問題に関しては中部環境でという答弁が来て、中部環境で何か言うと、それは鴻巣の議会でやることだと言われるし、やはり一言で言えば身の丈に合った建物にしていきたい。

それから、ドイツに見られるように、やはり国に対しても政府に対してきちんと企業は自分がつくったものは自分が最後まで始末するのだという、そういう制度にしていかないと、自治体がどんどん、どんどん企業のもうけの後始末を税金でさせられている状況ではたまらないわけです。それは自治体の長としてもそういうことを言っていたらいいと思うわけです。例えば、ペットボトルなんて1キロ処分するのに153円かかるそうですが、そのうちの74%、114円を税金で出しているというのです。企業がもうけ放題もうけて、税金で後始末させられているのが状況ですから、もうけた上にさらに後始末までさせられている状況はどう考えても正常ではありませんので、さらにその上に大きな大資本のもうけのために大きな建物をつくって維持管理もさらに任せるなどという、そこら辺はきっちりとした対応をしていただきたいと思うわけです。

それと、先ほど答弁させない、質問打ち切りなどと言われましたけれども、川島町の方には、この中部環境の議会の中から荒川荘の利用料の補助が22万5,000円されているわけですが、ならば鴻巣、北本の方には、地元の対策費の中から特別にこちらが出している部分もあるので、一部を、おふろの、いわゆる料金の軽減に使うということもできるのか。何らかの立場で地元対策費が鴻巣、北本の方に波及できる使い方ができるのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、ごみ袋につきましては、私の質問の中で唯一答えていないのが、売る業者の方の利潤がどうなったのか心配なのです。安くなった分、また売った価格が安いのではお気の毒ですので、その点だけお聞きします。

以上が再質問です。

○内野正美議長 事務局長。

○原 勇事務局長 何点もご質問いただきましてありがとうございます。暫時回答してまいります。

まず1点目の、生ごみの資源化はできるのかどうかというご質問と受けとめました。私どももこれから予算の説明に入りますけれども、ご案内のとおり食品リサイクル法がございます。事業者は、生ごみ資源化に向けて、かなりリサイクル法に基づいて規制をされました。それによって中部環境に入ってこないのかなという私どもも、これから補正予算等でも減額させていただきますけれども、ごみが減量しております。それは、私どもで調べた結果、やはり事業者が資源化に向けた方向に動いたと。何でもかんでも燃やす時代ではないよという方向は、食品リサイクル法で今制定されて、それが活用され始めたというのが現状でございます。

それから、順序違いますけれども、240トンにした理由でございます。建設当時、基本計画策定ができました。そのときの書面を見ますと、15年先をにらんだ計画でやりましたので、3炉にしたと。おかげさまで今、菅野議員さんもお質問の中で言いましたけれども、3炉あったために中部環境が今順調に推移できるということで、私どもは分析しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、300トン、身の丈に合った施設でお願いしたいというのは、見直しをすべきだと。平成19年7月に施設検討委員会ができて、その間11回も開催して検討してまいりました。これはあくまでも管理者に対する提言、正副管理者に対する提言でございます。今後、管理者も答弁なされましたけれども、新しい施設検討委員会を立ち上げて、再度この規模をもとに検討なされると。そこでまた新たな見解が出されるということですので、ご理解賜りたいと思います。

それから、ごみの指定袋でございます。業者にとって不利益はないのかと。私どもかなり年月をかけてごみ袋の指定をしてきました。ただ、先ほど管理者も申しあげましたけれども、まずCO₂が削減できるので、ごみの減量もできるので、ただ強度の面でどうかなというご指摘も質問の中にありましたけれども、でもそれは必ずや今の指定袋はいいものと。45リットルで6グラム減るということは、19年の実績で、これはすべてではないですけれども、800万枚出ているという話があります。いかにごみが減量ができるか。CO₂は、菅野議員さんも触れましたけれども、33%削減できるものだと。これは私どもと同じ見解であります。その辺からすれば、今回の一般質問の25%の削減からすれば相当いいと。ただ、値段が安くなるというのは、今私どもも鴻巣市のビバホームとかカインズホームとかいろいろ見ました。値段がまちまちです。それは企業努力なのです。販売元の努力なのです。私どもは定価で卸したのを安く販売して地元の市民に安くする。ですから、今回新しいごみ袋も、決して前のは使えませんよと言っているのではないのです。前のも全部私どものほうに使ってくださればということで、値段はほとんど同じというふうに認識しております。ただ、企業努力で安くする。そうすると、古い袋は在庫を抱えたくないから安くやります。新しい袋は決められた卸価格で定価をつけてくる。これは私どもも何とも申しあげられません。ただ、中部環境にとって、炉にとっていい袋というのは、声を大にして回答させていただきます。

以上でございます。

○内野正美議長 2回目の答弁が終わりました。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 管理者からも答弁があつてしかるべきだと思うのですが、この提言書は身の丈に合った提言書になっているのかとか、あと生ごみに対して資源化の、提言では6倍もかかるから燃やしてしまうのだになっていますよね。あとプラスチックも燃やすようになっていて、いわゆる壇上で言った、ごみは燃やすものというところから、ごみ減量の方向性が出ていないのです。そういうことに関して、いわゆる身の丈に合った焼却施設、それと住民の納得のいくやり方で決められるべきだという、新しい委員会への方向性について、お聞きします。本来1回目の答弁にこれはあつてしかるべきですので、2回目の質問でもいいですけども。

以上です。

○内野正美議長 これは3回目の質問になりますからね。今の、これでやめるともう。

○3番 菅野博子議員 いいです。

○内野正美議長 3回目の質問が終わりましたので、執行部の答弁を求めます。

○3番 菅野博子議員 執行部ではない、管理者ですよ。

○内野正美議長 管理者。

○新井保美管理者 焼却施設の規模のことについてお尋ねをいただいたというふうに認識をいたしております。焼却施設につきましては、菅野議員さんのお話のとおり、これからの施設については、焼却をすることだけが目的ではなくて、資源を回収する施設となるべきというのが基本にございます。その一つの資源は、リサイクルプラザでもって資源をできるだけ回収をしていく。また、熱につきましても、大気中にただ単に放出をしてしまうのではなくて、そこで得られた熱を発電に回す、あるいは温水で熱を回収する、そういうふうにして資源を回収する施設というふうな考え方が基本的な認識でございます。それを進めていく上で適切な規模というのはどのくらいのものか。これについて施設整備検討委員会から300トン以上が望ましいというふうな提言をいただいております、極めて科学的な根拠に基づく提言と、このように認識をいたしております。

また、住民の意向で、その施設規模等を定めるべきというお話がございましたけれども、住民の代表の皆様方で作っていただいた施設整備検討委員会でございますので、まさしく住民の意向に沿って決めたものでございます。

○内野正美議長 以上で、菅野議員の質問は終了いたしました。

2番目の通告者、湯澤清訓議員の質問を許可いたします。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 それでは、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

件名1につきましては、副題にもありますように、埼玉中部環境センターだよりナンバー17、平成21年12月1日発行日、これを読んで、その感想などを踏まえての質問です。これまでもこの中部環境保全組合に対して、単にごみ処理業務のみにとどまることなく、広く、そして大きく環境保全の観点からリーダーシップを発揮してほしいと訴えをしてまいりました。この点から、長期的展望、計画に沿った人事の採用や交流等を、広く環境保全一般に及ぶ知識と、分野によっては専門的な知識、技術の習得が期待されます。ところで、今回のセンターだよりでは、平成20年度人事行政の運営等の状況を公表しますとして、この公表がなされているわけですが、これによりますと、まず職員の任免及び職員数に関する状況では、採用状況、採用はありませんでした。再任用の状況、再任用はありませんでした。また、職員の研修の状況、研修の概要、その項目もあるのですが、ここでは実施した研修はありませんでしたとあります。正直申し上げて、何とも寂しい限りの記述です。無論この公表、広報紙への掲載は、埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、そして地方公務員法第58条の2の規定に基づく公表であり、その趣旨は人事行政の公正性、透明性を高めることであり、この観点からは、例えば研修の概要については当組合の職員数の規模等からそれなりの基準を設け、それに該当するものみの掲載でも問題はさほどないと考えます。ただ、せつかくの広報紙への、そしてまたホームページへの掲載です。単に条例上の制度趣旨にとどまることなく、そこでは読者、要するに市民、町民の方々の当組合、そして環境保全への関心の高まり、理解、賛同の高揚、こういったことに向けた視点も重要だと考えます。さすがに研修、例えば小規模の講習ですとか、講座等の活用が全くないわけではないと思います。そこで伺います。

件名1、人事行政の運営等の状況について～埼玉中部環境センターだよりNo.17を読んで～。要旨1、職員の採用の状況等について。要旨2、研修等の状況について。

続いて、件名2、件名1でも今触れましたとおり、環境保全におけるリーダーシップの観点、その観点から広く市民、町民の方々の当組合への理解を深め、ひいては環境保全全般への関心を高めることが重要であります。そして、さまざまな施策、活動がある中、特に子供、お子さんとの関係は、当ホームページでも独自のページを設けております施設見学、この実施とその活用が注目されます。そこで、件名2、施設見学の状況について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○内野正美議長 1回目の質問が終わりましたので、執行部の答弁を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、湯澤議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、職員の採用の状況等につきましては、平成11年度以降、職員の採用はございませんでした。昨年女性職員1人が定年退職をいたしましたけれども、非常勤職員として対応してまいりました。また、22年度も引き続きお願いしてまいりますけれども、それに加えて新たな職員も現在予定しているところでございます。また、今年度、施設課職員の電気技士が定年退職となりますので、

新たな職員の採用を予定しているところでございます。

次に、研修等の状況につきましては、お話しのとおりセンターだよりで報告する研修はございませんでしたけれども、しかしながら埼玉県や共済組合が主催する研修といたしまして、埼玉県清掃行政研究協議会で実施いたしました資源回収とエネルギー回収におけるごみ質管理の研修、廃棄物処理事業における身近な問題の研修、また埼玉県市町村総合事務組合などで実施をいたしました共済組合事務担当研修あるいは給与研修等の研修に、事務の向上を図るために参加をしておりますので、ご提言の趣旨に沿いまして、平成21年度の人事行政の運営等の状況につきましては、報告をさせていただき方向で検討させていただきます。

次に、施設見学の状況につきましては、平成21年度の見学者数は現在まで1,795人でありまして、そのうち小学4年生が社会科見学の一環で見学をしております、1,584人がごみの行方について学習をしております。玄関ロビーに展示がしてございますけれども、見学後には各学校の児童がいろいろな工夫を凝らして感想をつづったポスターや文集をいただいております、それについてはセンターとしては感謝をしているところでございます。

また、一般の方の見学は211人でありました。初めて見学をされる方の中には、ごみ焼却施設について、臭いとか、あるいは汚いというイメージを持っておいでになる方が多々ございますが、見学後には施設内にはごみの臭いもなく、また敷地内もきれいでびっくりして帰られる方が多いようでございます。今後も見学される方に好感の持てる施設であるように適切な管理に努めていきたいと思っております。

○内野正美議長 1回目の答弁が終わりました。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 ご答弁ありがとうございました。

では、2回目の要望を2つほど述べさせていただいて、終わりたいと思っております。

職員の採用につきましては、まずは予定、述べられましたので、期待するとともに、きょうの議会の中で、先ほど管理者諸報告の中で報告されました中に、新施設建設に向け新たな検討委員会の設置につきましては、平成22年度なるべく早い時期に設置してまいりたいと考えておりますとご提言もありました。こういった関連におきましても、やっぱり職員の採用も非常にリンクしていくものだと思っております。職員の採用、そして育成についても、この新施設を見据えた計画が必要だと考えております。特に、例えばリサイクルプラザ、そしてまた先ほど1つ前の中で管理者のほうからご答弁がありましたように、単なる処理ではなくて、エネルギー、資源の回収という、量だけではなくて質的な変化もあるわけでございますから、そういった点からも、より専門的な知識が求められてくると思っております。こういった観点からも充実、そういったことを人事採用の面でも考慮をお願いしたいと思います。

それから、要旨2についても同様です。やはり現職員に対しても教育なり研修、育成、ぜひ充実

させていただきたいと思います。

件の2につきましては、本当逆にご答弁にありましたように、見学の中には、まず数が2,000名にも及ぶと。そういった中には、本当多くの感動ですとか思い、関心の高まりがあるわけですから、やっぱりこういったことを活用といいますか、図らない手はないと思うのです。ですから、例えばホームページの中で積極的に紹介、報告をしていくとか、せっかくホームページの中に、例えばキッズページなんていう素敵なページがあるわけです。こういったところを関連させない手はないのではないかと思います。一方で、それをやるには、別に簡単なコメント、表題プラス写真を二、三枚掲載すれば、それでも効果は大きいわけですから、そういった方向を提案させていただいて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○内野正美議長 以上で湯澤議員の質問を終了いたします。

通告のありました一般質問は終了いたします。

ここで暫時休憩を行います。

11時10分から再開いたしたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○内野正美議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 先ほどの菅野議員の一般質問の中で、非常に私を含め関係者に対して不名誉な発言がありました。その1つは、特別な関係があるので、その影響力を私が出しているという、こういう発言であります。議員の発言は、品位品格を持ち、責任を持たなければならないはずです。したがって、私以外の関係者の名誉のためにも、議長のお計らいをいただいて、テープをもう一度聞いていただくなり何なりをしていただきたいというふうに思います。結果的には、議会運営委員会の開催を求めるものであります。

○内野正美議長 岡田議員さんの今話の中で、先ほどの議事録の問題を、名誉を傷つけるという形の問題が今言われました。そういった中で、テープを再度聞き直すなり、また議運を開いたほうがいいかのことについて会議をいたしますけれども、岡田議員さんが申すように議運を開いたほうがいいと思う人の挙手を願います。

〔挙手多数〕

○内野正美議長 賛成多数でございますので、暫時休憩して議運を開き、協議をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 11分

再開 午前 11時 51分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

◎発言の取り消し

○内野正美議長 菅野議員さん。

○3番 菅野博子議員 今回の一般質問中の地元対策費に関する議論については、すべて取り消しをさせていただきます。情報不足の中で、執行部の皆さん、それから特定の議員の皆さんにはご迷惑をおかけいたしました。陳謝をいたします。申しわけありませんでした。

以上です。

○内野正美議長 今、菅野議員さんの発言に対しての意見について、議員各位に異議のある方、また菅野議員さんのことに対して皆さんが同意していただけるか採決をとりたいと思います。

〔「異議ありませんか……」と言う人あり〕

○内野正美議長 菅野議員さんの発言に対して異議のある方……ここで議員の皆様にお諮りしたいと思いますが、異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 異議なしと認めます。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○内野正美議長 それでは、続けます。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者の説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長の命によりまして、提出議案のご説明を申し上げます。

議案第1号及び議案第2号は、議員各位のご理解をいただき、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

議案第3号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、6月期の期末手当の率の改正及び字句の整備であります。

議案第4号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,568万9,000円を追加し、予算の総額を12億

3,121万5,000円といたしたいとするものであります。

次に、議案第5号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算につきまして申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,699万2,000円とし、前年度と比べ3億2,112万3,000円、31.85%の減額といたしたいとするものであります。

歳入の主なものは、構成市町からの負担金5億8,900万円、使用料及び手数料9,000万円でありま
す。

歳出の主なものは、議会費664万4,000円、前年度比12万4,000円、1.83%の減額。総務費9,721万
4,000円、前年度比4,580万9,000円、89.11%の増額。増額の主な理由は、施設整備基金への積み立
て5,000万円であります。衛生費5億7,813万4,000円、前年度比9,293万6,000円、13.85%の減額。
減額の主なものは、塵芥処理費の需用費3,637万3,000円、委託料1,729万1,000円、工事請負費1,550万
円、負担金、補助及び交付金2,500万円であります。公債費は、平成21年度で償還が終了し、2億
7,387万2,000円の減額であります。

以上、議案第1号から議案第5号につきましてその概要を申し上げましたが、細部につきまして
は事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決ご決定賜りますようお願い
い申し上げ、提案説明といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○内野正美議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第1号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行っ
てまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年11月30日、専決処分をさせていただ
きましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

議会議員の12月の期末手当の率の改正であります。議会議員の期末手当を0.15月引き下げるこ
とは、専決処分にはなじまないが、専決処分もやむを得ないとして、議員皆様のご理解をいただき、
専決処分をさせていただきました。

議案第1号資料、新旧対照表をお願いいたします。第5条第2項中「100分の235」を「100分の220」

に改め、12月1日から施行させていただいたものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第8、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認め、事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、11月30日、専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

特別職員の12月の期末手当の率の改正であります。正副管理者会議で専決処分もやむを得ないとして、0.15月の引き下げの改正をさせていただきました。

議案第2号資料、新旧対照表をお願いいたします。第6条第2項中「100分の235」を「100分の220」に改め、12月1日から施行したものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第9、議案第3号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われました。事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第3号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

構成市町は、昨年5月に附則で改正した6月の期末手当の率を、8月の人事院勧告に伴い、年間の支給率が確定し、12月の期末手当の率の改正時に条文で改正しております。当組合は、昨年5月30日、附則で改正した6月の期末手当の率につきまして、今議会に上程し、条文で改正をいたしたいとするものであります。あわせて、字句の整備をいたしたいとするものであります。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。第6条第2項中「それぞれ基準日」を「それぞれの基準日」に、「100分の215」を「100分の195」に、「在職期間の区分」を「在職期間」に改めたいとするものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第10、議案第4号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われました。

事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認め、事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第4号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,568万9,000円を追加し、予算の総額を12億3,121万5,000円といたしたいとするものであります。

5 ページをお願いいたします。1 款分担金及び負担金、1 節負担金は、地方交付税分負担金の確定に伴い、598万6,000円を増額いたしたいとするものであります。

2 款使用料及び手数料、1 節清掃施設手数料は、今年1月末までの収入が約10%減しておりますので、1,100万円を減額いたしたいとするものであります。

3 款財産収入、1 節利子及び配当金は、積立金利子の確定に伴い、財政調整基金積立金預金利子33万円を増額、施設整備基金積立金預金利子37万3,000円を増額いたしたいとするものであります。

4 款繰入金、1 節財政調整基金繰入金2億円は、新施設整備の自己財源として施設整備基金へ積み立てをいたしたいとするものであります。平成21年度末の財政調整基金現在高は、1億1,224万6,264円であります。

歳出についてご説明申し上げますので、6 ページをお願いいたします。1 款議会費、1 目議会費、

1 節報酬は、5月の組合議員の改正時に5人の議員さんが交代なされ、在職期間の日割り計算により不足額が生じたので、4,000円を増額いたしたいとするものであります。

3 節職員手当等は、期末手当の率の改正により、年間4.5月から4.15月となり、0.35月減となりましたので、9万4,000円を減額いたしたいとするものであります。

2 款総務費、1 目一般管理費111万3,000円の減額は、2 節給料 1 万2,000円、3 節職員手当等10万5,000円、4 節共済費、職員共済組合負担金 9 万6,000円、主に人事院勧告に伴う給料の引き下げ及び期末手当の率の改正によるものであります。

2 目財政調整基金費、25節積立金33万円は、基金積立金預金利子を積み立てをいたしたいとするものであります。

3 目施設整備基金費、25節積立金 2 億637万3,000円は、基金積立金預金利子37万3,000円、主に地方交付税分負担金の増額分600万円、財政調整基金からの組み替え分 2 億円であります。平成21年度末の施設整備基金現在高は 8 億5,416万9,476円であります。

7 ページをお願いいたします。3 款衛生費、1 目清掃総務費88万4,000円の減額は、2 節給料 7,000円、3 節職員手当等65万5,000円、扶養手当につきましては、扶養の 1 人減によるものであります。

4 節共済費、職員共済組合負担金 6 万4,000円、主に人事院勧告に伴い給料の引き下げ及び期末手当の率の改正によるものであります。

また、13節委託料15万8,000円の減額は、契約業者の変更によるものであります。

2 目塵芥処理費、11節需用費892万7,000円は、光熱水費の電気料金は当初予算のときより燃料調整費が下がりましたので500万円減額。薬剤費は、契約時の単価交渉により392万7,000円減額をいたしたいとするものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第 4 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

引き続き全員協議会を開催いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 零時36分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

◎議案第5号の質疑、採決

○内野正美議長 日程第11、議案第5号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可いたします。

岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 あえて本会議で質疑をさせていただきます。

まず、負担金の問題であります。先ほど説明で構成市町の負担金が1,700万円ふえた。その内容につきましても、鴻巣、北本、吉見町のそれぞれ増額分の説明を受けましたが、ただこれだけ説明を受けてもわからないという部分があります。人口割、処理量割で構成市町の負担金が決まっておりますので、この鴻巣市、北本、吉見町の増額分について説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、続いて負担金であります。来年度予算では5億8,900万円が負担金として予定されておりますが、今までの負担金は7億数千万を基準としておりました。だけれども、今年度予算ではそれを、負担金を減らすために財調を取り崩してしておりますので、その基準は参考にはならない。したがって、22年度の予算の5億8,900万円というのは、ここ数年間はこの金額を基本として考えていいのかなのかをお伺いします。それが2点目であります。

次に、3点目であります。基金の問題は、これから新しい施設に向けて財政負担がふえないようにということで施設整備基金はふやしていくべきであろうというふうに思っております。それで、一方財政調整基金の適当な額というのは、おのおの判断も違うかというふうに思いますが、おおむね10%ぐらいということも聞かれております。それで、この新炉余熱リサイクルプラザを、何年後に建設が始まるかわかりませんが、そのときの基金の、何という表現したらいいのか、処分の方法といえますか、今5対4対1という割合で負担金が決定をされているというふうに思いますが、数

年前に川里町が本組合に加入するときの処分の方法が、おおむね3分の1ずつということになって、川里町も単年度では解決ができないということで3年で解決したというふうに思っております。その3分の1ずつというのは、どうも不都合な点が出てくるかなというふうに思いますので、処分の割合について、あえてお伺いをさせていただきます。

それから、歳出の部分の塵芥処理費であります。説明を聞いておられますと、21年度予算よりも減額、減額で来ております。これで要は足りればいいのです。ぎりぎりまで削減したのかなという理解はできるのですが、そういたしますと、もう古い設備でありますので、いつ、どういう故障が起きるかわからない状況の中で、そういう事態に陥ったときにどうしていくのか。予備費の500万ではとても処理できない部分が発生してくるというふうに私は理解をしておりますので、ご答弁いただきたいと思っております。

それから、新施設の建設検討委員会の報酬について予算計上されましたが、管理者の説明では早期に立ち上げたいということはわかりました。しかし、ただこのまま立ち上げるわけにもいきません。いろいろ決まり事もあるでしょう。例えば、要綱の策定など、今後の予定についてお伺いをいたします。

次に、地元対策のことです。2,500万円、道路整備等について予算が計上されました。昨年の第3回の定例議会及び今議会において、菅野議員から重大な発言があった。今議会の発言は削除し、謝罪があったからいいとしても、まだ前議会の問題は今残っております。会議録ができるのを待っておりましたが、おのずから議員の発言は、品位品格はもとより、責任を持って発言をしていただきたいというのが当然の考え方です。いろいろ地元対策については、滋賀県の例のように裁判になっているところもあると聞いております。しかしながら、当組合はごみの焼却施設でありまして、ダイオキシン対策等を実施してまいりました。数値が国の基準より下回っているとはいえ、それだけで今後の環境被害が皆無であるとは言い切れないのが事実だというふうに思います。住民は常に危険と向き合って生活していると言っても過言ではないかなというふうに思いますが、地元住民のために組合が町に負担金を支出して、町がこれを、地元の要望にこたえるべく道路整備や治水事業に今まで充ててきたことは何ら違法性がないと私は思っておりますし、全国いろいろな施設を視察をさせていただいて、そのような地元対策は当たり前のように行われてきているのが現在の状況であります。地元自治会にそっくり補助金おろすことが地元対策だと考えて主張しているようではありますが、それは不適切なことです。当組合の場合には、施設受け入れの条件として地元対策を実施しているではありません。せめてもの感謝の気持ちというか、誠意を示すために正副管理者会議で協議をされて、5,000万円が決まったのであろうし、今回も2,500万が決定されたのであろうというふうに思います。古くから議員を私がやっているからといって、このまま中部環境が存続する限り、地元対策が続くとは私は思っておりません。10月議会でそういう発言もしてまいりました。

それで、それに呼応するように、はい、やりますという答弁をしたと。そんな簡単な問題ではない。その菅野議員が言うには、特定の議員と何か特別な、古くやっている議員との親しい関係があり、影響しているかという、そういうふうにも思わざるを得ないような、10月議会の議事録の答弁になっている。今回はもっとそれより発展してしまったのだ。今回の発言は、特別な関係があるから、事が進められているという、こういう発言、取り消したからいいとしても。そういうふうにも思わざるを得ないということで発言をしておりますし、この議員は直前に北海道での雪まつりに事務局も含めて数名で行ってきた。公費を使っているのかどうか分かりませんがともいっていいけれども、公費を使って行くような事実は一切ない。とんでもない話。このたびこのような特定の議員との接触が行われてきて、それが議事上に反映しているのかなと、そういうことなのか、行政の公平、公正という立場からどうなのか、疑いの念をかけられているわけでありまして。一定の疑念が出るのも当然ではないかと思っております。そういう発言をしております。それも先ほど申し上げましたように、重大なる発言で著しく名誉を傷つける問題であります。いずれこの問題についても関係者と対応を検討していかなくてはならないかなというふうに思っておりますが、議員たるものは、冒頭申し上げましたように、品格を持って責任ある発言をしなければなりません。当然のことです。

そこで、質問であります。公費を使っているのだという疑念を持たれましたので、恐らく地元負担金の金額だというふうに私は思いますが、負担金の支払いの方法及び不正ができるシステムになっているのかということなのです。

それから、地元対策事業の今までの実績と、今後の地元要望事業について、地元要望は町当局に出されるというふうに説明がありましたので、中部環境に出されるものではないというふうに思っておりますが、その辺についてももう一度答弁をいただきたいというふうに思います。

また、地元対策の必要性について、先ほど農道の問題、町道の問題、何路線あるというお話もお聞きいただきましたが、当然それに対する必要性について。

それから、今まで10年間5,000万円ずつ地元対策として町当局に支出はしておりますが、その全部ではなくても結構であります。周辺事業の例を1つ挙げていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○内野正美議長 質問が終わりましたので、執行部の答弁をお願いします。

管理者。

○新井保美管理者 まず、構成市町の負担金でございますけれども、21年度と比較をいたしますと、今議員さんがおっしゃっておりますようにややふえましたが、以前、今手元にある資料が平成20年の資料でございますけれども、20年では構成市町の負担金は7億3,700万円でございます。そのうち鴻巣市さんに負担していただいた部分は3億7,255万3,000円、北本市さんに負担していただいた

部分が2億9,535万円、吉見町の負担が6,905万7,000円でございます。それと比較いたしますと、鴻巣市さんが2億9,685万6,000円でございますので、約3億7,000万円から約2億9,000万ですから、極めて概算でございますけれども、約8,000万減額になっております。それから、北本市さんの場合は2億9,500万が2億3,400万ですから、6,100万の減ですね。吉見町が6,905万から5,742万ですから1,163万、そのように減額になっております。それが1点目。

それから、2点目の負担金について、これを基本として、これから考えていいのかというお尋ねでございますが、当面の財政状況から勘案しまして、それを当面は基本にしていきたいというふうに考えております。

それから、基金の処分割合ということでございますが、基金を処分する場合には、その割合も考えなければならないと思うのですが、現在のところは新しい施設を検討委員会でこれから進めていくところですから、処分することはできないというふうには思いますが、もし処分するようなことがあれば、それぞれ3分の1という数字ではなくて、市町の負担割合によって処分すべきではないかというふうに考えます。

それから、大きな修理が生じた場合に大丈夫かというお尋ねでございますけれども、今年度は財政調整基金に施設整備基金に全部振りかえるのではなくて、やや多目に財政調整基金をとってございますので、それに対応できるというふうに考えております。

それから、建設検討委員会につきましては、これは現在正副管理者会議で案をつくっておりますので、これができ次第、案ができ次第また議会にお諮りをして、それぞれ決定していきたいというふうに、そのように考えております。

それから、地元対策費の関係でございますけれども、一番近い例では、平成17年の7月だったと思いますけれども、鴻巣市で発生いたしました鳥インフルエンザのことがございまして、それを焼却することについて、地元から大変な不安が寄せられまして、それを焼却をしている間は外で洗濯物を干さなかったというふうなこともございました。そういうふうな状況の中で焼却を続けているわけでございますので、ある程度やはり地元には誠意を示していくことは、当然円滑な運営をしていく上では重要なことだというふうに考えております。滋賀県の例がございましたので、昨年吉見町で、吉見の顧問弁護士に相談をいたしました。そのところ全く違法性はないというふうな判断がございましたので、今後も継続させていただきたいと思っております。

それから、周辺整備のことにつきましては、地元から吉見町に要望がなされまして、その要望に沿って、吉見町のほうに、これは地元には直接出しているものではございませんで、中部環境から吉見町に支出をし、地元の要望に沿って、その事業を行い、中部環境の極めて近い部分につきましては、ほぼ道路の整備がなされました。大変いい道路ができています。このことは十分住民も喜んでおります。その用途について不正が行われるようなことは、先ほど申し上げました経緯がございましたので、地元から要望が出されて、吉見町が事業をし、吉見町に対して中部環境が支出し、吉見町が

支払うというふうなシステムでございますので、私的にお金を、処分がなされるというふうなことは全くございません。したがって、そのようなご懸念はないというふうに認識しております。

○内野正美議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 負担金の増加分、鴻巣市が1,102万、北本市が271万、吉見町が325万、その金額を聞くと、鴻巣が一番多くて北本市がその次で、吉見町が一番下かなと思うと逆転していることがある。人口割、処理量割の計算式が前年度と違うのではないかなというふうに思うのです。その説明を欲しかったのです。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 事務局の問題でございますので、私に答弁させていただきたいと存じます。

今回の、例えば鴻巣市さんが大分ふえたような報告もしていますけれども、ごみの量では636.26トン減しております、鴻巣市さんは。北本市さんが大分ごみが減っております。1,021.76トン減しております。吉見町さんもごみは減しております。2.3トン。この考え方からいくと、私どもは構成市町負担金を5億8,900万という数字が出ます。今岡田議員さんが言った人口割は鴻巣市さんが76人ふえているのです、同時期で。そうすると、利率にすると0.03プラス、北本市さんが238人減して0.01、吉見町さんが264、同時期の1月1日現在、そうすると0.02減。ごみ処理量でいきますと、北本市さんが0.70、それと0.01を足して、総体で0.71。鴻巣市さんが総体でいくと0.43というような、これが摩訶不思議に8対2でございますので、本来はそんなに動かないのです。でも、一方の市が動きますと、どこかがし寄せを受けるとというのが2対8のからくりなのでございます。ですから、1,700万のうち、本来であれば鴻巣市さんも減量しているのに、努力なされているのに、たまたまと言うと失礼ですが、北本市さんよりも少なかったために増額したというのが現状でございます。まして吉見町さんについては、325万9,000円増額しているわけです。2.3%しかふえていないのに。これがこの案分のからくりなのです。ですから、今後もこういうのも検討していく必要があるのかなというふうに事務局は考えております。ですから、鴻巣市さんがずば抜けてごみがふえてしまったというわけではなくて、そういう割合で、例えば鴻巣市さんは人口割で0.03、処理量割で0.4、合計0.43の増という数値が、この計算上では出てきますので、それが1,102万7,000円というふうな増になったわけでございます。

以上でございます。

○6番 岡田恒雄議員 はい、わかりました。終わり。

○内野正美議長 ほかに質疑はございませんか。

中野議員。

○5番 中野 昭議員 時間がないので、1点簡単に質問いたします。

補正予算の中の6ページの説明で、施設整備基金積立金が21年度末で8億5,416万という説明がございました。今回22年度で、利子分を含めないと積立金5,000万ということですから、合計しま

すと22年度末は積立金が約9億円になろうかと思えます。質問は、この新しい施設が何年後に着工するのかというのはまだ明確になっておりません。しかし、私がさきに視察報告させていただきましたけれども、その中で、例えばこのとちぎクリーンプラザなどは、平成15年3月に竣工して、これが何と141億円ぐらい本体工事の金額がかかっている。これも焼却施設237トンあるいはリサイクルプラザ、発電設備、そして灰溶融炉設備などを含めて大体141億、もう一カ所行きましたあらかわクリーンセンターは、平成20年8月竣工で、ここは約90億円というような建設費がかかっているわけでありまして。そうしますと、先ほど申し上げましたように、当組合の新しい施設が、何年後着工かわかりませんが、これら2つの例、直近の例をとりますと、施設内容によりまして100億を超えるのではなかろうかというふうに考えられます。

そこで質問ですが、この積立金、22年度末で9億になろうかと思えますが、管理者として、今後何年後着工するかは別として、大体これは実際着工費の何割程度を積み立てることを理想とし、それに向かって年次計画で積み立てていくのだという構想があるのかどうか、この点について1点伺っておきたいと思えます。

○内野正美議長 質問が終わりましたので、答弁を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 焼却施設を建設する前に、1つは総額を手持ちの資金ですべてを賄うということはありません。詳細な資料がここにはないので正しいことは申し上げられないのですが、国の基準に合ったものを国のほうで交付するのが約3分の1程度と聞いています。それから、起債を起こせる。これが相当部分というふうに考えてございまして、規模によりますけれども、トン当たり、焼却施設で約5,000万というふうに言われているようでございます。そうしますと、30トンのものをつくったときには150億ということになります。手持ちのものがどのくらいになるということですので。今まで試算によりますと、規模によるのですが、14億ぐらいあれば心配ないというふうな計算が出たところでございます。そうしますと、今年度で9億でございまして、まだ5億の不足が生じますので、できるだけ早い時期に多くの基金を積み立てていくと、大きな課題でございまして、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○5番 中野 昭議員 了解。

〔議長、ちょっと忘れまして〕と言う人あり〕

○内野正美議長 岡田議員。

○6番 岡田恒雄議員 先ほど新施設の検討委員会立ち上げの話のときに、答弁は要らない部分で発言しようと思ったのです。あえてまた、大変申しわけないのですが、中部環境を立ち上げるときのいきさつも、当時いたわけではありませんが、協議をした経緯もあって、まず検討委員会を立ち上げて進行していくには、まず枠組みが第一の問題なのかなというふうに私は思っているのです。でありますので、施設整備検討委員会が立ち上がって提言書が出た。それに反対する人もいますが、

それはそれとして、周りの同じような悩みを持っている焼却炉も、古くなってきている自治体からは大変関心を持っているのが現実ではないかなというふうに思っております。その一つとして、桶川市の市長からの申し入れが正式にあったというのもそういうあらわれかなというふうに思っております。これを、あなたのところは中部環境へ入りますか、入りませんかという議論をしたって始まらないので、とりあえず管理者、副管理者の立場で議論をするのではなくて、2市1町の首長として、あるいはまたそこに副首長が入ってもいいかもしれませんが、その中で協議をして、その次の段階として、では周りのごみの広域化について周りの皆さんから意見を聞くのは、それが一番ざっくばらんな意見が出るのかなと私は思って、先ほどお話をしようかというふうに思っていたのですが、その広域化について、同じ悩みを持っている自治体あるいは組合の首長さんと議論を進めることは余り悪いことではないかな。それが近道につながるかもしれません。そんなことで先ほど言いそびれてしまいました。申しわけございませんでしたが、そういう自由な議論を設ける場をつくったほうがいいのではないかなと。施設整備検討委員会では、専門家も含めながら自由な議論をしてみまして、非常にすばらしい提言書ができたなというふうに私は思っているところなのです。次の新施設の検討委員会を立ち上げますと、すぐ枠組みの問題になってまいりますので、そこで鴻巣の市長さん、北本の市長さん、吉見の町長さんが集まっていたいて、その中で広域化についてどうしよう、では周りの皆さんの意見を、広域化についてですよ、中部環境に入りなさいということではなくて、広域化について議論を進めていくのが一番自由活発な意見が出るのかなというふうなことを思ったので申し上げます。ありがとうございました。

○内野正美議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎議員提出議案の上程及び説明

○内野正美議長 続いて、議員提出議案が提出されております。

発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出についてであります。

提出者は小柳幸一郎議員、賛成者は岡田恒雄議員、長嶋貞造議員、現王園孝昭議員、福島忠夫議員、荻野勇議員であります。

それでは、提出議案について小柳議員に説明を求めます。

小柳議員。

○13番 小柳幸一郎議員 議長の命により、発議第1号の説明をさせていただきます。

発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について

埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条第1項及び埼玉中部環境保全組合議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年2月19日

提出者 埼玉中部環境保全組合議会議員 小柳幸一郎

以下敬称は略させていただきます。

賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 岡田恒雄

賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 長嶋貞造

賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 現王園孝昭

賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 福島忠夫

賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 荻野 勇

埼玉中部環境保全組合 議会議長 内野正美 様

本議案は、議員報酬及び平成21年、議員の6月期末手当の改正並びに字句の整備を図るものであります。

条例第2条第1号中「2万6,000円」を「2万800円」に改め、同条第2号中「2万5,000円」を「2万円」に改め、同条第3号中「2万4,000円」を「1万9,200円」に改め、同条第4号中「2万3,000円」を「1万8,400円」に改め、同条第5号中「2万2,000円」を「1万7,600円」に改め、第3条第4項中「このかぎりではない」を「この限りでない」に改め、第4条第1項中「、及び」を「及び」に改め、第5条第2項中「100分の215」を「100分の195」に改め、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○内野正美議長 提出議案の説明が終わりました。

◎発議第1号の質疑、採決

○内野正美議長 日程第12、発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出についてを議題といたします。

これより質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可します。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 このカットの金額の基準があったのなら、何を基準にこの金額が決められたのか、1つ目は。

2つ目は、このことによる影響額は幾らで、その分はどこ部分にそれが充当されるのか。

それから、3つ目は、10月の議会で、年3回ぐらい、午前中で、本会議はですよ、午前中で終わる例が多いので、日当制にしたらいかがかという提案をさせていただきましたが、議員報酬の中で論議するということでしたが、それはどう論議されたのか、お伺いします。

○内野正美議長 事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の基準でございます……

〔「議員の問題」「それは違うよ、提出者の問題だよ」と言う人あり〕

○内野正美議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時15分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

小柳議員。

○13番 小柳幸一郎議員 菅野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

これの何を基準にということでございますけれども、これは各近隣の、例えば北本衛生、そういう近くにありますが、それを基準に20%削減をさせていただいた経緯でございます。

以上でございます。

〔「影響額とか何に使うか、あと日当制は……」と言う人あり〕

○13番 小柳幸一郎議員 大変失礼申し上げました。どのようにするのかということでございますけれども、いずれにいたしましてもカットをさせていただいた20%については……

〔何事か言う人あり〕

○13番 小柳幸一郎議員 100万ですか、100万5,216円が出るわけでございますけれども、これの使い道につきましては、また管理者及び事務局等で精査をしていただきながら、よい使い方を精査していただけると信じているところでございます。

あと、日当制の議論と申し上げましたが、菅野さんはおっしゃいますが、やはり今までどおりの費用弁償等、また20%カットをさせていただいた中の報酬をいただくことでよろしいのではないかなと思うわけでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○内野正美議長 質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎管理者あいさつ

○内野正美議長 以上で本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重なご審議をいただき、原案のとおり可決、ご承認をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、昭和59年に竣工しまして以来、26年が経過しようとしておりますけれども、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして、順調に運転をさせていただいており、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

地元対策事業につきましては、平成21年度を目標年度としてまいりましたが、副管理者、議員各位のご理解、ご協力によりまして、事業が継続できますことは、地元にとりましても大変ありがたいことであると認識をいたしております。中部環境の地元に対する感謝の意を改めて地元伝えてまいりたいと存じます。

また、ただいまの発議につきましても、監査委員さんからもたびたびご指摘をいただいておりますが、長年の懸案事項となっておりますが、ご審議、ご議決をいただきまして、本当にありがとうございました。深く感謝申し上げます。

結びに、今後も地域の皆さんと協調し、良好な施設運営に努めてまいりたいと存じますので、議員皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方の今後のご活躍、ご健

勝を祈念させていただきます、閉会に当たってお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○内野正美議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○内野正美議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成22年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会といたします。

大変本日は、長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 1時22分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年2月19日

議 長 内 野 正 美

署 名 議 員 長 嶋 貞 造

署 名 議 員 菅 野 博 子

署 名 議 員 中 野 昭